

## 令和7年度「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改定案に対する意見及び対応方針

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
1	前文	前文	「再使用品（リユース品）の積極的な利用」が追記されたが、グリーン購入法も連携すべき資源有効利用促進法の今般の改定に記された「再生資源の利用義務化」に資することを合わせて明記すべき。「再生材が利用された製品及び再使用品（リユース品）の積極的な利用」とするのがよい。	改正された資源有効利用促進法については、令和8年4月の施行に向けて検討が進められているところです。このため、今般の改正に伴うグリーン購入法の基本方針の変更については、環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）認定製品の設計指針の策定を受けて、グリーン購入法における認定製品に対する配慮のあり方の検討と併せて令和8年度以降に実施することとし、現段階では原文のとおりとします。
2	前文	前文	「リース」が追記されたが、ファイナンスリースは必ずしも資源循環において合理的な使用に当たらないことがある。資源有効利用促進法の対象品目や個別リサイクル法に該当する製品は製造事業者において適正に再商品化等が進められるべきであり、リース終了後に入札等により海外を含めた処理業者に売却されることがある。リース業者が資源有効利用促進法の対象事業者や個別リサイクル法での再商品化率以下の処理を行う限りは、不合理な使用であると考えるべきである。従って「リース」を削除することを求める。	本基本方針は環境物品等の調達に関するものであり、製品・サービスに対する短期ないし中期の「リース（オペレーティングリース）契約」を想定しています。このため、原文のとおりとします。
3	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	「共通の判断の基準」の全般に関して、資源有効利用促進法は20年以上の実績があり、その中で「再生資源や再生部品の利用」が義務付けられている「指定再利用促進製品」及び「特定再利用事業者」の製品の判断基準には、一定基準以上の再生資源や再生部品の利用及び利用率開示を設けるべき。特に、資源有効利用促進法の判断基準として、一定割合以上の再利用を行うことが定められてる製品では、グリーン購入法においても判断基準を設定すべき。検討対象となる品目としては、コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、テレビジョン受信機、エアコンディショナー、自動車、移動電話等、電子レンジ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器。なお、すでにEPD開示では再生材料の利用量は開示されており、実施されている製品群の基準化は容易だと考える。	改正された資源有効利用促進法については、令和8年4月の施行に向けて検討が進められているところです。このため、今般の改正に伴うグリーン購入法の基本方針の変更については、環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）認定製品の設計指針の策定を受けて、グリーン購入法における認定製品に対する配慮のあり方の検討と併せて令和8年度以降に実施することとし、現段階では原文のとおりとします。
4	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準の「備考1」の改訂について、以下の2点を国に明確に確認・説明いただきたい。 1. GXアロケーション方式の妥当性と国との見解 2. ある特定の業界団体のガイドラインをグリーン購入法の判断基準として引用することの適切性 今回の「備考1」改訂は鉄鋼連盟の「GXスチールガイドライン」変更に起因し、鋼材の定義や供給方法が見直されたが、特にGXアロケーション方式は、同一品質の鋼材に経済価値を後付けし、その数値をCFPとして扱う点で妥当性に疑問がある。国の制度で認めれば、環境負荷配分の恣意性を招き、LCAの信頼性を損なう恐れがある。また、業界団体が任意に改定するガイドラインを判断基準に引用することは不適切であり、国の明確な見解が求められる。さらに、GXスチールや非化石電力鋼材は供給量が限られ価格高騰の懸念があり、企業収益や国際競争力への影響も大きい。効果や供給状況に応じた柔軟で透明性の高い再検討が必要である。	1.GXアロケーション方式はISO 14067及びISO 14044の「配分」規定に基づいて構築されており、GHG総排出量（排出原単位×生産量）を変えず、かつGX価値を反映して排出を再配分し、削減実績量の範囲内でGX価値を反映したCFPのAllocated CFPとGX価値を反映しないResidual CFPを算定することとしています。さらに、二重カウント防止の仕組み、ISO 14064-3、ISO 14025、ISO 14026などの第三者検証規格に従った検証が義務づけられており、各段階でISO等の規格準拠により、GXアロケーション方式とCFP算定が制度的に整合しているものと考えております。 2.鉄鋼生産におけるGX推進の観点から、可能な限り早急に国等の機関において率先調達を進めるため、既存の業界のガイドラインを採用することとしていますが、日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとしています。
5	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	原材料に鉄鋼を使用した物品が基準値1を満たすためには、鉄鋼連盟が作成したGXスチールガイドラインに基づき削減実績量が付されていることが要件とされているが、同ガイドラインではプロジェクト単位の削減量算定にISO14064-1を参照しており、第三者機関からは本来ISO14064-2を参照すべきとの指摘があるところ、改定前は両規格の参考が認められていたにもかかわらず、改定後はISO14064-1のみとなったことについて、基本方針がガイドライン準拠を求める以上、こうした根幹部分の変更是慎重に行われるべきであり、環境省が鉄鋼連盟に対し事前に広く意見募集を要求しなかった理由を問うとともに、公共調達の判断基準として業界団体のガイドラインを用いるのであれば、国としてその内容を定期的に審査し、必要に応じて見直しを指導助言する体制の構築が不可欠であると考えるが、その計画の有無を伺いたい。	GXスチールガイドラインにおける削減量算定方法やISO規格の参考については、制度の信頼性確保の観点から重要な論点であると認識しております。引き続き内容の精査に努めるとともに、日本LCA学会のガイドラインが策定された段階で改めて再検討を行うことを予定しております。
6	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	本ガイドラインの手法に従って、算定にISO14064-1のみが参考される場合、設備導入や原材料の見直しといったプロジェクト単位における削減量を可視化することが出来ないため、生産量の増減などに伴う組織全体のCO2排出量の変動との区別が困難となる。例えば、新型電気炉の導入によって本ガイドラインの要件を満たすCO2削減実績量が得られたものの、同時に大規模な生産量の増加が生じて製鉄所全体のCO2排出量が増加してしまった場合、ISO14064-1の枠組みでは、プロジェクト単位の削減実績量の算定が困難になることが想定されるが、このようなケースが生じる可能性について、国の見解をお聞かせ願いたい。	GXスチールガイドラインにおける削減量算定方法やISO規格の参考については、制度の信頼性確保の観点から重要な論点であると認識しております。引き続き内容の精査に努めるとともに、日本LCA学会のガイドラインが策定された段階で改めて再検討を行うことを予定しております。

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
7	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の配慮事項について、「温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した」との限定的な条件付けを削除し、「非化石電力使用に限定しない電炉鉄」を配慮事項の対象とすることを提案する。 現行案で非化石電力使用に限定しない電炉鉄が対象外になっている理由は如何。今回の配慮事項案では「非化石電力を活用した電炉鉄」に限定されているが、非化石電力を使用しない電炉鉄も高炉鉄に比べ温室効果ガス排出量が大幅に少なく、資源循環にも寄与するため、対象外とする合理性は乏しい。電炉鉄を含めることで企業の脱炭素努力を後押しすべきである。また、非化石電力鋼材のタイプ1を優遇する政策は価格競争を阻害し、非化石電力の価格上昇を招く懸念がある。さらに、タイプ1鋼材の追加コストを公開しないまま推奨することは透明性を欠き、国際競争力を低下させる恐れがある。合理的な基準設定とコスト情報の開示、柔軟な運用が求められる。	再エネ電力を用いた電気炉鋼材は脱炭素効果の観点から重要であり今回の改定では再エネ投資促進の観点も加味して追加性のある再エネ電力をより活用したタイプ1電炉鋼材を配慮事項として位置付けました。追加性のないものにまで公共調達における支援が必要かという点に関しては経済産業省のGX推進のためのグリーン鉄研究会のとりまとめで示された考え方を踏まえ、見送ることとしました。またタイプ1鋼材において参考されるクレジット価格については取引所取引等において容易に知ることが可能と考えており、タイプ1鋼材かどうかについては適切な情報提供を求める予定です。 ご指摘のコストの多寡は再エネの追加性を判断する指標として機能するものと承知しており、コスト分析により追加性を判断する手法についてはクレジット認証等で広く採用されております。
8	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	最近公表された民間の報告において、再エネを用いた電気炉製鋼法は2030年時点で追加コスト約50ドル/tCO2と最も費用効率の高い低排出鋼の生産経路であり、鉄スクラップ活用と再エネ電力転換によるCO2削減量は日本全体の2%に相当すると試算されているところ、改定案は【配慮事項】として非化石電力を活用した鋼材の追加費用を評価基準に掲げているが、グリーン購入法及び基本方針の目的が環境負荷低減である以上、コストの多寡で評価する手法は公共調達の経済合理性を欠くものであり、再エネ電力を用いた第三者認証を受けた電炉鋼材を公共調達対象に指定すべきと考えるが、国の見解は如何。また、鉄鋼製品の環境情報はCFPやEPDなどISOに基づく開示が進んでいるため、業界団体のガイドラインに依拠せずとも、国として再エネ電力を活用し製造時CO2排出量を一定値以下に抑えた電炉鋼材を定義し、公共調達を推進することは容易であると考える。	再エネ電力を用いた電気炉鋼材は脱炭素効果の観点から重要であり今回の改定では再エネ投資促進の観点も加味して追加性のある再エネ電力をより活用したタイプ1電炉鋼材を配慮事項として位置付けました。追加性のないものにまで公共調達における支援が必要かという点に関しては経済産業省のGX推進のためのグリーン鉄研究会のとりまとめで示された考え方を踏まえ、見送ることとしました。またタイプ1鋼材において参考されるクレジット価格については取引所取引等において容易に知ることが可能と考えており、タイプ1鋼材かどうかについては適切な情報提供を求める予定です。 ご指摘のコストの多寡は再エネの追加性を判断する指標として機能するものと承知しており、コスト分析により追加性を判断する手法についてはクレジット認証等で広く採用されております。
9	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	今回提案されているタイプ1鋼材を使用してもEPD（例：SuMPO EPD）に反映できない場合、企業は高コストを負担しても環境配慮を顧客に示せず、メリットがない。基本方針では、定量的環境情報は「カーボンフットプリントガイドライン」に整合し、実績値で算定・開示することが適当とされている。したがって、グリーン購入法で規定する鋼材はEPDに反映可能とすべきである。また、非化石電力鋼材のタイプ1を推奨するなら、鉄鋼1tあたりの追加コストなど具体的な負担額を公開し、透明性を確保する必要がある。	タイプ1鋼材のEPDへの反映の可否についてはEPDプログラムの運営・管理を行うSuMPOが国際規格ISO14025との整合の観点から判断するものと認識しています。今後も関係機関と連携して参ります。またタイプ1鋼材かどうかについては適切な情報提供を求める予定です。
10	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	環境物品等の公共調達において価格は重要な考慮事項であるところ、改定案では【配慮事項】に該当する電炉鋼材を鉄鋼連盟および普通鋼電炉工業会作成のガイドラインに従った「タイプ1」とし、さらにGXスチールガイドラインの手続に従って削減実績量が証書として付された鋼材も含めているが、これらについて見込まれる調達コストと削減が期待されるCO2排出量を国として試算しているか。試算を行っている場合はその具体的な数値の提示を求める。	調達価格は市場動向や契約条件により大きく変動するため、単一の試算値を示すことが困難であること、CO2削減効果は製造プロセスや電力調達方法、証書の付与条件により異なるため、標準化された前提条件の設定が困難であることなどから、現段階では試算は行っておりません。
11	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	原料に鉄鋼が使用された物品の配慮事項は「が」が二重で分かりにくい。「一定以上の非化石電力を用いて温室効果ガスを削減してつくられた鋼材が使用されていること」と修文すべきである。	「温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材」が主語であることから、原文のとおりとします。
12	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	原材料に鉄鋼が使用された物品の配慮事項の「非化石電力」については、追加性を考慮し、「追加性のある再エネ電力」とすべきである。	ご指摘の通り追加性は重要であり、本ガイドラインのタイプ1に分類される追加コストをもって追加性を判断していると承知しています。
13	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	GXスチールを基準値1に位置付けるべきではない。現状のGXスチールが転炉でのスクラップ鉄投入量拡大など既存設備の運用改善による削減実績を鋼材に割り当てているに過ぎず、本質的かつ大幅な排出削減や脱炭素への構造転換に寄与しないこと、鉄鋼連盟のガイドラインが「移行期の重要なビジネスソリューション」としながら移行期の終了時期を明示しておらず、企業が抜本的な削減投資を先送りする恐れがあること、さらに非化石電力鋼材が配慮事項にとどまる一方でGXスチールが基準値1に位置付けられることで、高炉材であるGXスチールが電炉材より排出面で優れているという誤解を招く恐れがあるためである。したがって、GXスチールではなく水素直接還元製鉄（H <sub>2</sub> -DRI法）など本質的な技術転換を伴う鋼材を基準値1に位置付けること、またResponsibleSteelの脱炭素進捗レベル（レベル3・レベル4）といった国際的評価基準との整合を図ることを提案する。	GXスチールを基準値1に位置付けるのは、移行期における排出削減努力を可視化し、市場形成を早期に促すための現実的な措置です。水素直接還元製鉄など抜本的技術の商業化は大変重要であり、市場供給の段階で必要な措置について、国際的な整合性も勘案しながら検討を行こととしています。
14	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断基準及び配慮事項の「対象範囲」について。改訂基本方針では公共工事と役務を除く特定調達品目が対象であるが、GXスチールの採用が進んでいるため公共工事も対象に加えるべきである。なお、公共工事の如何に関わらず、対象とする特定調達品目を明示すべき。	公共工事においてはグリーンスチール（GXスチール）を継続検討品目群（ロングリスト）に掲載しており、特定調達品目としての追加の可否について専門的に継続検討しているところです。公共工事は、予算の適正な使用の観点からその縮減に取り組んできたことは踏まえつつも、政府全体でのカーボンニュートラル達成に向けた動きの中で検討を進めています。 なお、GXスチールの対象は分野横断であって、品目によらず「原材料に鉄鋼が使用された物品」となります。

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
15	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	鉄鋼業界はGX移行債を活用し、革新炉への転換投資を開始しており、日本鉄鋼連盟はGXスチール供給体制を整備するためガイドラインを公表した。Hard to abate産業である鉄鋼業界は、2050年カーボンニュートラルに向け巨額コストを要するプロセス転換に着手し、2030年までにGXスチールの量産準備が整う見込みである。こうした投資回収の予見性を確保するには、GX製品市場の創設が不可欠であり、官需で政府が率先調達し需要を牽引することが重要である。公共工事分野ではGXスチールが未だ特定調達品目に指定されていないが、国が率先してGXスチールを採用し、適切なコスト負担を行うことで、社会全体で脱炭素化コストを共有する理解を促し、GX市場創設を加速できる。従って、公共工事でGXスチールを「基準値2」相当として特定調達品目に指定し、国直轄工事や地方自治体工事で原則使用する方針を定めることが必要である。	公共工事においてはグリーンスチール（GXスチール）を継続検討品目群（ロングリスト）に掲載しており、特定調達品目としての追加の可否について専門的に継続検討しているところです。公共工事は、予算の適正な使用的観点からその縮減に取り組んできたことは踏まえつつも、政府全体でのカーボンニュートラル達成に向けた動きの中で検討を進めています。
16	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	GXスチールの供給量は2030年までに拡大する見込みであり、国には時間軸を明確にした公共工事での段階的調達拡大計画を示すことが求められる。さらに、2030年以降は提案6品目の使用を原則化する方針を早期に明示し、その対象は国や特殊会社のみならず、工事量が大きい地方自治体も含める必要がある。地方自治体で円滑に試行工事を進めるためにも、グリーン購入法で特定調達品目に指定される意義は大きく、2030年以降の原則化を待たずに提案6品目を「基準値2」として指定し、用途を定めた段階的拡大を可能にする仕組みを検討すべきである。GX投資は政府成長戦略の最重要課題であり、国際競争下での投資予見性確保には、適切な対価を伴う健全な市場形成が不可欠である。炭素リーケージ防止と成長戦略実現のためにも、グリーン購入法の仕組みを最大限活用し、GX製品市場創設に向けた道筋を明示することを強く求める。	公共工事においてはグリーンスチール（GXスチール）を継続検討品目群（ロングリスト）に掲載しており、特定調達品目としての追加の可否について専門的に継続検討しているところです。公共工事は、予算の適正な使用的観点からその縮減に取り組んできたことは踏まえつつも、政府全体でのカーボンニュートラル達成に向けた動きの中で検討を進めています。
17	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	当社は、鉄鋼業のカーボンニュートラル達成に向け、GXスチールの公共調達による需要創出と市場形成を通じて関連インフラ整備を促進すべきと考え、グリーン購入法の特定調達品目へのGXスチール指定を要望している。	公共工事においてはグリーンスチール（GXスチール）を継続検討品目群（ロングリスト）に掲載しており、特定調達品目としての追加の可否について専門的に継続検討しているところです。公共工事は、予算の適正な使用的観点からその縮減に取り組んできたことは踏まえつつも、政府全体でのカーボンニュートラル達成に向けた動きの中で検討を進めています。
18	共通の判断の基準及び配慮事項	共通の判断の基準及び配慮事項	非化石電力の定義に原発を含めるのは環境負荷の観点で不適切であり、再生可能エネルギー電力に改めるべき。	原子力発電を非化石電力に含めることについて、環境負荷の観点からのご指摘は貴重なご意見と認識しております。一方、原子力は発電時のCO2排出が極めて低く、第7次エネルギー基本計画においても再エネとともに最大限活用する方針が示されていることから、非化石電力に含めることが合理的と考えております。
19	文具類	認定プラスチック使用製品（クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー）	文具類の「基準値1」について、「エコマーク取得」かつ「認定プラスチック製品」が要件となっていることに反対。費用・手間が二重になり認定プラスチック製品の市場拡大を妨げる要因となること、エコマークと認定プラスチック製品はその趣旨からして異なり、このような要件にすると認定プラスチック製品の存在意義が極めて希薄になり、いづれの会社も認定プラスチック製品の開発をしなくなることから、要件の是正を検討すべき。	ご意見を踏まえ修文いたします。
20	文具類	認定プラスチック使用製品（クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー）	文具類の「基準値1」について、「エコマーク取得」かつ「認定プラスチック製品」が要件となっていることに反対。費用・手間が二重になり認定プラスチック製品の市場拡大を妨げる要因となること、エコマークと認定プラスチック製品はその趣旨からして異なり、このような要件にすると認定プラスチック製品の存在意義が極めて希薄になり、いづれの会社も認定プラスチック製品の開発をしなくなることから、要件の是正を検討すべき。	ご意見を踏まえ修文いたします。
21	文具類	認定プラスチック使用製品（クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー）	文具類のクリアーホルダー、クリアーファイル及びバインダーは、当該品目に係る判断の基準1アを満たしていれば、基準値1適合となる。備考の文章では、文具類共通の判断の基準5も満たさないと、基準値1適合とならないように読め、矛盾するうえ、基準値1適合とするためのハードルが高くなりすぎ、調達困難となる状況が想定される。そのため、「かつ、文具類共通の判断の基準5を満たす場合」という条件は削除すべきである。	ご意見を踏まえ修文いたします。
22	画像機器等	トナーカートリッジ	トナーカートリッジ配慮事項4イについて、本品目の対象範囲は、備考1にあるように、新たに購入する補充用の製品であり、複写機等の本体は含んでいないにもかかわらず、本体機器も含んだライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を求めており、本品目の対象範囲と整合しない。また、改定案では、リサイクルトナーカートリッジを供給する事業者は対応できない内容となっている。本体機器を供給する事業者とリサイクルトナーカートリッジを供給する事業者の双方に等しく条件を課すのであれば、配慮事項4アのみで十分で、配慮事項4イは不要ではないか。	事業者に対する負担等を考慮して、既に消耗品としてのカートリッジのCFPを本体機器に含めて算定・開示されている場合は、カートリッジ単体でのCFPの算定・開示と本体機器でのCFPの算定・開示に優劣はないことを明示したものです。また、配慮事項④は又はイ「いざれか」としており、カートリッジ単体のCFPの算定・開示で配慮事項を満たすことになります。

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
23	画像機器等	インクカートリッジ	インクカートリッジ配慮事項3イについて、本品目の対象範囲は、備考1にあるように、新たに購入する補充用の製品であり、本体機器は含んでいないにもかかわらず、本体機器も含んだライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を求めており、本品目の対象範囲と整合しない。また、改定案では、リサイクルインクカートリッジを供給する事業者は対応できない内容となっている。本体機器を供給する事業者とリサイクルインクカートリッジを供給する事業者の双方に等しく条件を課すのであれば、配慮事項3アのみで十分で、配慮事項3イは不要ではないか。	事業者に対する負担等を考慮して、既に消耗品としてのカートリッジのCFPを本体機器に含めて算定・開示されている場合は、カートリッジ単体でのCFPの算定・開示と本体機器でのCFPの算定・開示に優劣はないことを明示したものです。また、配慮事項④はア又はイ「いずれか」としており、カートリッジ単体のCFPの算定・開示で配慮事項を満たすことになります。
24	エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー	家電リサイクル法により、小売業者は家電リサイクル券の写しを交付する義務がある。利用者に保管義務はないが、注意喚起の観点から文末を「特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを受け取ること。」とすることが望ましい。政府広報では違法な不要品回収業者への注意喚起が行われており、法令遵守業者への励みとなることが期待される。	ご意見を踏まえ修文致します。
25	エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	「常時監視システムを使用したもの」という要件は現状製品単体では満たせず、セット構成やサービス契約が必要となるため、カタログ記載方法や調達部門の判断基準、証明書類、入札価格算定基準、契約主体の条件を含め、要件の解釈と運用指針を国として明確化すべきである。	ご意見を踏まえ備考に常時監視システムの要件を記載いたします。
26	エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	「業務用エアコンディショナーにあっては常時監視システムを使用したもの」という表現が、接続可能であればよいのか、搭載必須なのか解釈が分かれるため、調達側・メーカー側・設計者側で誤解のないよう明確な表現に修正してほしい。 常時監視システムに関する該当箇所は、以下の通り。 10-1 エアコンディショナー 22-3 食堂 22-6 庁舎管理等 22-9 小売業務	ご意見を踏まえ備考に常時監視システムの要件を記載いたします。
27	エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	エアコンにおける常時監視システムは、東京都の「先進技術を活用したフロン排出削減事業」の結果にも示されるように、機器使用時のフロン類漏えい削減に貢献するため、国等の機関が率先して導入する本改定案を歓迎する。	賛同いただいたご意見として承ります。
28	自動車等	乗用車用タイヤ	乗用車用タイヤの備考3「規制の対象外となるタイヤ」について、具体的に規制の対象外となるタイヤを明記すべき。	対象となるタイヤが明確となるように備考3を記載しています。 なお、十分に理解していただけるよう、説明会などを通じて丁寧に周知いたします。
29	制服・作業服等	制服・作業服ほか	本改定案において再生PET樹脂由来ポリエチル繊維の基準が10%から50%に引き上げられたことは、故繊維由来繊維の基準ハードルを相対的に下げ、日本の繊維to繊維需要創出を推進する点で一定の評価をするものである。しかし、この改定では繊維to繊維の需要促進には十分でないと考え、今後の改定において繊維to繊維による素材循環を優先する制度設計を明確化することを強く求める。 理由は次の3点。再生PET樹脂の基準引き上げ（10%→50%）は繊維to繊維需要創出に一定の評価を与えるが、現状では繊維to繊維促進には不十分であり、今後の改定で優先性を明確化すべきである。2) PETボトル由来繊維は供給量が多くコスト面で有利なため、企業は判断基準(2)で容易に対応可能。一方、故繊維由来繊維は供給量が少なく、現行基準では繊維to繊維技術の推進インセンティブが弱い。3) EU戦略ではPETボトルから繊維へのダウンサイクリング廃止と繊維to繊維リサイクルの標準化を掲げており、日本の制度も国際方針に沿った設計と官需による市場創出が必要である。	繊維to繊維リサイクルの推進は重要な課題であり、その方向性を踏まえて今回の改定を行いました。現状ではPETボトル由来繊維が供給量やコスト面で有利であるため、繊維to繊維リサイクルのインセンティブを高めることは重要ということは認識しています。一方で、調達基準であることから供給安定性や市場実態を踏まえた段階的な対応が必要となります。このため、EU戦略等の国際的な方針や標準化の動向を踏まえ、公共調達による市場創出の可能性も含めて議論を進めています。
30	制服・作業服等	制服・作業服	本改定案において制服・作業服等に基準値1および基準値2が設けられたことは評価するが、リユース・リサイクルの環境性能を定量的に比較できるよう、評価基準(1)アにおいてリユース・リサイクル工程に係るGHG排出量をCO <sub>2</sub> 換算で算定する統一ルールを明示または策定すべきである。また、評価基準(7)におけるエコマーク認定基準と他評価基準との整合性を検討し、同等性を評価する基準がない中で「又は同等なもの」という恣意的運用の余地を残す記載は削除すべきである。 理由は、1) リユース・リサイクルに関するGHG排出量のCO <sub>2</sub> 換算算定ルールが存在せず、定量的比較が困難であるため、公的かつ統一的な評価手法の策定が必要。2) 評価基準(7)とエコマーク認定基準の要件が重複し、基準値1の「より高い環境性能」という目的が不明確になる恐れがあるため、整合性を確保すべき。	リユース・リサイクルの環境性能を定量的に評価することは重要と考えます。CFP（カーボンフットプリント）を算定するための製品別の算定ルールの策定を段階的に促進し、国際標準との整合性を確保しながら、統一的な評価手法の検討を後押しします。現時点では製品特性や工程の多様性から一律のルール化には課題がありますが、国際的な動向を踏まえた対応を促す方向で検討していきます。 また、判断の基準(7)における「又は同等なもの」という記載は、WTO政府調達協定に基づき、国際的な認証や他の公的認証を柔軟に受け入れるために必要な表現です。恣意的運用を防ぐため、同等性の考え方を明確化する方向で検討を進めます。
31	制服・作業服等	制服・作業服ほか	制服・作業服の備考16は、後段の「かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること」の要件には適用されないのであれば、誤解を生まないよう「割当率は繊維部分全体質量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は本項を適用しない。」と修正すべき。	ご意見を踏まえ修文いたします。

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
32	制服・作業服等	制服・作業服ほか	47ページ目で、「マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする合成繊維については、本項を適用しない。」と記載されているが、合成繊維のみ除外した理由は如何。	パブリックコメント案の1ページ目に示したとおり、判断の基準に配合率を設定しているすべてのバイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維を対象に記載しています。合成繊維のみ除外したものではありません。
33	作業手袋	作業手袋	作業手袋の判断の基準②の「ポストコンシューマ材料からなる繊維」は、「故繊維から得られるポストコンシューマ材料からなる繊維」又は「未利用繊維、故繊維から得られるポストコンシューマ材料から得られる繊維」に変更した方がよい。故繊維には、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等が含まれる。回収した故繊維の使用済みの古着等や裁断くず等の割合は日々変動するため、ポストコンシューマ材料に特化した率を規定するよりは、故繊維とした方が、実態に即しているため。	ご意見を踏まえ修文いたします。
34	インテリア・寝装寝具	毛布（繊維製品）	各製品分野（本件においては繊維）において水平リサイクルへの取組みを進めた上で本件の記載であればまだ理解はできるが、カスケードリサイクルを助長するような表現は一考するべきではないかと考える。修正前は「10%以上使用されていること」と記載されており、50%以上使用されることでカスケードリサイクルを助長するような表現に変更されている。	今般の繊維製品に係る判断の基準等の見直しは、製品使用後の回収システムの構築など繊維to繊維の水平リサイクルを推進するためのものであり、カスケードリサイクルを助長するようなものではありません。再生PET樹脂の配合率を強化することは結果として故繊維由来のハードルを相対的に下げるものと考えております。 また繊維to繊維のリサイクルについては、経済産業省と連携して推進をしているところであります、今後も繊維to繊維の取組を進めて参ります。 なお、例示でご指摘された毛布に係る判断の基準②は、従前から変更はありません。
35	災害備蓄用品	災害備蓄用品（生活用品・資材等）	「20-3. 災害備蓄用品（生活用品・資材等）」にも、備蓄用として記載がある。商品としては同じ群であり、平時用か備蓄用かで、判断基準を分けることは、備蓄品使用時に混乱を期するため、「20-3. 災害備蓄用品（生活用品・資材等）」の作業手袋、備蓄用作業着についても、今回の改定案の判断の基準と同記載にすべきである。	今般の繊維製品における判断の基準等の見直しでは、多くの品目において製品の使用後の回収・再使用・再生利用のシステム構築を基準値1として求めているなど、災害備蓄用品として求められる要件と異なる項目があるため、平時用と備蓄用で分けて記載しております。一方で、判断の基準等を通常品と統一可能な品目については統一を図ることとします。
36	役務	食堂	飲料用の使用済みペットボトルは事業者が回収して、リサイクル工程を経て、再生ペットボトルとして生まれ変わるなどリサイクル率は85.1%であり、ボトルtoボトルの比率は37.7%となっており、十分な再生材利用がされていると認識されている。ワンウェイのプラスチック製の容器等に飲料用のペットボトルは該当しないため、「グリーン購入の調達者の手引き/124頁」の「飲料用のペットボトル」をワンウェイのプラスチック製の容器等の例示から削除すべき。	今後参考とさせていただくためのご意見として、掲載させていただきます。 なお、プラスチック資源循環戦略におけるワンウェイの定義は「通常一度使用した後にその役目を終えること」であり、ペットボトルはワンウェイのプラスチックに該当します。
37	役務	食堂	「業務用エアコンディショナーにあっては常時監視システムを使用したもの」という表現が、接続可能であればよいのか、搭載必須なのか解釈が分かれるため、調達側・メーカー側・設計者側で誤解のないよう明確な表現に修正してほしい。 常時監視システムに関する該当箇所は、以下の通り。 10-1 エアコンディショナー 22-3 食堂 22-6 庁舎管理等 22-9 小売業務	ご意見を踏まえ備考に常時監視システムの要件を記載いたします。
38	役務	食堂	食堂の配慮事項6について、「高耐久性」とあるが、通常の陶磁器製やプラスチック製食器が該当するかの判断が付かないため、高耐久性と判断できるポイントや基準を明記すべき。	ここでいう「高耐久性」とは、通常の使用環境下で繰り返し使用が可能であり、破損や劣化が生じにくい性能を指しています。具体的には耐衝撃性、耐熱性、耐水性などがあげられ、特に本年度の提案募集において提案された木材由来のセルロースファイバーを使用した製品などを想定していますが、長期使用に寄与する素材であれば、対象は問いません。
39	役務	食堂	食堂の配慮事項6について、「可能な限り修繕又は再生利用されること」とあるが、想定する具体的な修繕・再生利用の手法を明記いただきたい。食器の修繕は金継ぎが代表的で、長期使用的観点からは、修繕して使うことがあるべき姿であると理解する一方、回収システムや経済性の側面から現実的ではないのではないか。再生利用も、プラスチック製の食器を想定した場合、ライフサイクル全体を考慮して再生利用の方が、環境負荷削減効果が大きいと想定される場合等、調達者の解釈の幅が小さくなるように、基準の想定や前提条件に付いて追記いただきたい。	今回のパブリックコメントの対象ではありません。 なお、配慮事項に示した食器の修繕は、食堂において低成本で導入できる技術（樹脂やパテによる修繕など）であって、食器の長期使用に寄与するもの、リサイクルは使用済み食器を回収し、粉碎・再原料化して新しい食器に再生（磁器・樹脂とも対応）することを想定しています。
40	役務	食堂	地方公共団体が役務である小売業務と飲料自動販売機においての取扱い製品として、「再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること」のみを扱うといったことが起きないように、「調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る」という一文の情報の伝達をお願いしたい。	ご意見を踏まえ地方公共団体、事業者、一般消費者等に対しては、この判断の基準の趣旨を十分に理解していただけるよう、説明会などを通じて丁寧に周知いたします。

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
41	役務	庁舎管理	「業務用エアコンディショナーにあっては常時監視システムを使用したもの」という表現が、接続可能であればよいのか、搭載必須なのか解釈が分かれるため、調達側・メーカー側・設計者側で誤解のないよう明確な表現に修正してほしい。 常時監視システムに関する該当箇所は、以下の通り。 10-1 エアコンディショナー 22-3 食堂 22-6 庁舎管理等 22-9 小売業務	庁舎管理は調達者向けの留意事項として記載したもので、判断の基準等として設定したものではありません。 このため、原文のとおりとします。
42	役務	庁舎等において営業を行う小売業務	自動販売機を使用する場合は、既に基準の有る自動販売機設置の基準によるべきと考える。小売業務の備考に、「自動販売機を使用して小売業務を行う場合は、本基本方針「22-11. 自動販売機設置」の判断の基準を満たす物品が使用されていること。」を追記すべき。自動販売機設置の基準には、冷媒の他、エネルギー消費効率、再生プラスチック使用等、國の方針に沿った規制が盛り込まれており、自動販売機の判断の基準については、自動販売機と施設内の場所を共有する可能性が有る食堂や小売業務の判断の基準を対象とせず、既に規制が有る自動販売機設置の基準によることを、調達者へ判りやすくするために記載すべき。	ご意見を踏まえ当該配慮事項における飲料自動販売機の設置に関する考え方を記載いたします。
43	役務	庁舎等において営業を行う小売業務	飲料用ペットボトル（認定プラスチック使用製品）について、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用の要件を削除すべき。 認定プラスチック使用製品の認定基準と異なっており、地方公共団体、最終消費者に誤った情報で理解され、混乱を招くことを懸念。	令和5年度及び6年度において、特定調達品目検討会の下に「プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」を設置し、グリーン購入法の視点から、認定プラスチック使用製品の配慮のあり方や基本的な考え方を検討しました。その結果、認定プラスチック使用製品が他の品目と比較して設計認定基準が低いと判断される場合には、既存の判断の基準をすべて満たすよう基準を見直し、グリーン購入法における適切な水準を設定しました。 また、地方公共団体、事業者、一般消費者等に対しては、この判断の基準の趣旨を十分に理解していただけるよう、説明会などを通じて丁寧に周知いたします。
44	役務	庁舎等において営業を行う小売業務	自動販売機を使用する場合は、既に基準の有る自動販売機設置の基準によるべきと考える。小売業務の備考に、「自動販売機を使用して小売業務を行う場合は、本基本方針「22-11. 自動販売機設置」の判断の基準を満たす物品が使用されていること。」を追記すべき。自動販売機設置の基準には、冷媒の他、エネルギー消費効率、再生プラスチック使用等、國の方針に沿った規制が盛り込まれており、自動販売機の判断の基準については、自動販売機と施設内の場所を共有する可能性が有る食堂や小売業務の判断の基準を対象とせず、既に規制が有る自動販売機設置の基準によることを、調達者へ判りやすくするために記載すべき。	ご意見を踏まえ当該配慮事項における飲料自動販売機の設置に関する考え方を記載いたします。
45	役務	庁舎等において営業を行う小売業務	小売業務の備考に記載されている「、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること」を削除すべきである。 理由は以下の通りである。 1) プラスチック使用製品設計指針に基づく認定基準では「年間重量ベースで15%以上使用」とされており、改定案の30%以上基準は相反し、認定制度や地方公共団体の運用に混乱を生じさせる。 2) 飲料は役務に含まれる品目であり、現行グリーン購入法では特定品目扱いではないため、認定条件以外に数値基準を設けるのは不自然である。	令和5年度及び6年度において、特定調達品目検討会の下に「プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」を設置し、グリーン購入法の視点から、認定プラスチック使用製品の配慮のあり方や基本的な考え方を検討しました。その結果、認定プラスチック使用製品が他の品目と比較して設計認定基準が低いと判断される場合には、既存の判断の基準をすべて満たすよう基準を見直し、グリーン購入法における適切な水準を設定しました。 また、地方公共団体、事業者、一般消費者等に対しては、この判断の基準の趣旨を十分に理解していただけるよう、説明会などを通じて丁寧に周知いたします。
46	役務	庁舎等において営業を行う小売業務	「業務用エアコンディショナーにあっては常時監視システムを使用したもの」という表現が、接続可能であればよいのか、搭載必須なのか解釈が分かれるため、調達側・メーカー側・設計者側で誤解のないよう明確な表現に修正してほしい。 常時監視システムに関する該当箇所は、以下の通り。 10-1 エアコンディショナー 22-3 食堂 22-6 庁舎管理等 22-9 小売業務	ご意見を踏まえ備考に常時監視システムの要件を記載いたします。

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
47	役務	庁舎等において営業を行なう小売業務	当協会は、バイオマスプラスチック製レジ袋の環境価値を訴求し、原料コストの上昇を克服して持続的に普及させることができ依然として大きな課題であると認識している。そのため、公的機関による率先調達は極めて効果的であり、グリーン購入法などによる継続的な支援を強く望むものである。今回の改定により、庁舎等における小売業務で採用されるバイオマスプラスチック配合率が25%以上から50%以上に引き上げられることについて、当協会は国が需要拡大を促す強い姿勢を示す英断であると高く評価する。一方で、多くの事業者は現状25%対応にとどまっており、50%対応品の一般顧客向け導入時期やコスト負担に不確定要素があるため、レジ袋有料化制度の除外規定の引き上げが将来行われる場合には、移行措置やサポート制度を時間をかけて検討・導入することを要望する。また、今回の改定ではバイオPEが対象とされているが、ポリエチレンやポリプロピレンなど他のプラスチック種はバイオベース化が困難な場合もあるため、今後は素材特性に応じた配合率基準の設定を検討することを求めるものである。	賛同いただいたご意見として承ります。 なお、バイオマスプラスチック製レジ袋の環境価値訴求、原料コスト上昇の克服、公共調達の役割、配合率の引き上げ（25%→50%）への評価、移行措置の要望、素材別の配合率設定の検討等について貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見については、環境省内外の関係者と連携しつつ検討を進めてまいります。 レジ袋有料化制度の除外規定に関するご意見については、検討時の参考とさせて頂きます。
48	役務	飲料自動販売機設置	100頁4-6行は削除いただけないか。地方公共団体が「該当しない製品は扱ってはいけない」という誤った理解をされることが懸念される。地方公共団体が役務である小売と自動販売機において「再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること」のみを扱うといったことが起きないように、「調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る」という文を十分に情報の伝達をお願いしたい。	令和5年度及び6年度において、特定調達品目検討会の下に「プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」を設置し、グリーン購入法の視点から、認定プラスチック使用製品の配慮のあり方や基本的な考え方を検討しました。その結果、認定プラスチック使用製品が他の品目と比較して設計認定基準が低いと判断される場合には、既存の判断の基準をすべて満たすよう基準を見直し、グリーン購入法における適切な水準を設定しました。 また、地方公共団体、事業者、一般消費者等に対しては、この判断の基準の趣旨を十分に理解していただけるよう、説明会などを通じて丁寧に周知いたします。
49	役務	飲料自動販売機設置	自動販売機を使用する場合は、既に基準の有る自動販売機設置の基準によるべきと考える。食堂の備考1に「又、自動販売機を使用する場合は、本基本方針「2.2-1.1. 自動販売機設置」の判断の基準を満たす物品が使用されていること。」を追記すべき。自動販売機設置の基準には、冷媒の他、エネルギー消費効率、再生プラスチック使用等、国の方針に沿った規制が盛り込まれており、自動販売機の判断の基準については、自動販売機と施設内の場所を共有する可能性が有る食堂や小売業務の判断の基準を対象とせず、既に規制が有る自動販売機設置の基準によることを、調達者へ判りやすくするために記載すべき。これにより、配慮事項の⑥の冷蔵冷凍機器とは分ける。	ご意見を踏まえ当該配慮事項における飲料自動販売機の設置に関する考え方を記載いたします。
50	役務	飲料自動販売機設置	自動販売機を使用する場合は、既に基準の有る自動販売機設置の基準によるべきと考える。食堂の備考1に「又、自動販売機を使用する場合は、本基本方針「2.2-1.1. 自動販売機設置」の判断の基準を満たす物品が使用されていること。」を追記すべき。自動販売機設置の基準には、冷媒の他、エネルギー消費効率、再生プラスチック使用等、国の方針に沿った規制が盛り込まれており、自動販売機の判断の基準については、自動販売機と施設内の場所を共有する可能性が有る食堂や小売業務の判断の基準を対象とせず、既に規制が有る自動販売機設置の基準によることを、調達者へ判りやすくするために記載すべき。これにより、配慮事項の⑥の冷蔵冷凍機器とは分ける。	ご意見を踏まえ当該配慮事項における飲料自動販売機の設置に関する考え方を記載いたします。
51	全般	全般	「環境負荷低減効果が確認されたもの」について、調達者からは、環境負荷低減効果が確認されているかどうかを確認する術がないため、事業者のウェブサイト等に情報開示を求めるべきである。	今回のパブリックコメントの対象ではありません。 なお、「環境負荷低減効果が確認されたもの」は従前からの表現であり、これまで不都合があったとの報告はありませんが、事業者による情報開示は重要と考えます。そのため、関係者の協力を得ながら取組を進めてまいります。
52	全般	全般（プラスチック、マスバランス方式）	9ページに記載のとおりグリーンスチールが電力・燃料のマスバランスまたはアロケーションを採用し厳密なガイドラインの下で運用されている一方、よりグリーンウォッシュのリスクが高いとされるマスバランス適用のバイオマスプラスチックにはガイドラインが存在しないのは不適切ではないか。	マスバランス方式は透明性と信頼性を確保する仕組みが重要です。バイオマスプラスチックについては、用途や原料特性が多様であり、現時点で統一的なガイドラインはありませんが、必要性を認識しており、今後国際的な方針・動向を踏まえながら検討を進めます。また、国際的な第三者認証を活用することは、環境価値の適正な証明と国際整合性の確保に有効であり、こうした仕組みを参考にしながら、透明性・信頼性の高い制度設計を目指します。
53	全般	全般	プラスチック資源循環については、海洋分解性素材や非マイクロ化型生分解性樹脂などの新素材に柔軟に対応できる仕組みを整え、用途別導入指針やLCA・海洋分解性などの補足的な指標を導入することが望まれる。また、第三者認証制度の整備や認定プラスチック使用製品の対象分野の拡張も併せて検討すべき。	ご指摘いただいた新素材への柔軟な対応や評価指標の導入、第三者認証制度の活用等は、環境負荷低減を着実に進める上で極めて重要な視点であると認識しております。認定プラスチック使用製品の対象分野の拡充についても、関係者との連携を図りながら検討を進めてまいります。今後の制度運用において、こうした観点を踏まえ、実効性のある仕組みづくりに努めてまいります。
54	全般	全般（プラスチック、マスバランス方式）	マスバランス制度の公共調達への導入は、他の産業と同じレベルでマスバランスのLCAルール整備が進むまで待つべき。現状での公的導入は時期尚早である。	ご指摘のとおり、マスバランス方式の公共調達への導入に当たっては、LCAルールの整備状況を踏まえることが重要です。しかし、公共調達は市場形成を促進する有力な手段であり、導入を遅らせるることは環境負荷低減の機会を失うことながらねません。また、国際的には既に導入が進んでいる状況を踏まえ、段階的に導入することが合理的であり、早期導入が望ましいと考えております。

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
55	全般	全般（プラスチック、マスバランス方式）	マスバランス方式で従来プラスチックを含む混合品をバイオプラスチックと認めることには処分上の困難があり、完全分離可能な製品に限定すべき。	マスバランス方式に関しては、国際的な第三者認証制度、ISO規格などとの整合性（物理的な分離は求められていないこと）、早期の環境価値の実現等の観点から、現時点ではマスバランス方式を導入することが適切と考えております。
56	全般	全般（プラスチック、マスバランス方式）	14ページに記載された「マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき」との文言について、基準を認証機関に一任するのか。このままでは、信頼性の低い認証機関による不明確な基準で認証された製品が認められる恐れがあるため、少なくとも関連する国際規格への準拠要否を国として判断すべきではないか。	令和6年9月に環境省から「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」が提示されており、その中で「環境効果の把握」「環境価値の適正な管理」「適切な表示・コミュニケーション」の3つの要件を満たすことが必要であり、特に2番目の環境価値の適切な管理を行っては、第三者機関による認証制度を活用することが不可欠と考えております。現段階では国際的な認証機関を想定しておりますが、ご意見を踏まえ、第三者機関による認証制度を十分に理解していただけるよう、説明会などを通じて丁寧に周知いたします。
57	全般	全般（プラスチック、マスバランス方式）	p14の備考12の記載に関し、以下のような文言を追記することを提案する。 「マスバランス方式を適用した製品を販売・購入する事業者は、セグリゲーション方式への移行目標とその進捗を公開すること。」 マスバランス方式は、短期的には経済合理性が高く、環境負荷低減の取り組みの端緒になる仕組みとして有用だが、脱化石の本質的な進展を遅らせ、GXを逆に後退させるリスクがある。そのため、セグリゲーション方式への移行努力を設け、技術革新を促す文言の追記を提案する。早期にセグリゲーション方式でのバイオマスプラスチック生産を実現し、環境価値の高い製品を市場に投入した先進的な企業の取り組みへの配慮となる。欧州バイオプラスチック協会(*1)や日本企業（*2）が述べているように、マスバランス方式は現状の技術的・設備的制約を踏まえた過渡的手段であり、マスバランス方式の採用には、セグリゲーション方式への移行目標の設定とその進捗管理を積極的に設ける必要があると考える。 *1 POSITION PAPER; Sustainability Criteria for Biomass. European Bioplastics *2 三菱ケミカルにおけるマスバランス方式採用の取り組みについて 第32回 廃棄物資源循環学会 研究発表会	マスバランス方式は過渡的な手段として有用ですが、カーボンニュートラルの達成には段階的な脱化石の進展が必要です。そのため、セグリゲーション方式への移行目標と進捗公開を求める仕組みは、技術革新を促し、先進的企業の取り組みを評価する観点からも意義があります。ただし、現段階では事業者間の設備・技術差や国際整合性の課題が大きく、直ちに制度化することは困難です。このため、セグリゲーション方式への移行の方向性を今後の検討課題として位置付け、ルール整備の必要性について引き続き検討していきます。
58	全般	全般（プラスチック、マスバランス方式）	p14の備考12に関し、次の文言を追記することを提案する。 「マスバランス方式を適用した環境製品および非環境製品の総量または割合と、両製品のLCA結果を公開すること。」 マスバランス方式を適用した環境製品の裏には、環境負荷を押し付けられた非環境製品が存在するため、グリーンウォッシュを防ぐには環境製品のみならず非環境製品に関する情報開示も必要である。グリーンスチールのマスバランス適用に関する文書においても「常にマスバランス商品以外の排出レベルの増大を明確にしつつ、EPDを算定し直すなどの対処を厳密に行い、管理を続けていく必要がある」と記載されていることから、バイオマスプラスチックにおいても同様の措置を講じ、制度内で整合性を確保すべきであると考える。	マスバランス方式を適用した環境製品の裏には非環境製品が存在するため、両者の情報開示が重要です。総量や割合、LCA算定・開示の仕組みは、制度の透明性向上に有意義と考えます。令和6年9月に環境省が提示した「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」でも、「環境効果の把握」においてLCAによる環境負荷低減効果の定量化を求めていました。このため、LCAの算定・開示については検討課題として位置付け、ルール整備の必要性を引き続き検討していきます。
59	全般	全般（プラスチック、マスバランス方式）	マスバランス方式のトレーサビリティ担保はリサイクル材と統一し、素材メーカーには第三者認証を必須としつつ、成形加工メーカーにはISOやブロックチェーンなどの代替手段を認める柔軟な仕組みで過度な負担を避けるべきである。	マスバランス方式のトレーサビリティ担保については、リサイクル材との整合性を確保することは重要であると認識しております。令和6年9月に環境省から「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」が提示されており、その中で「環境効果の把握」「環境価値の適正な管理」「適切な表示・コミュニケーション」の3つの要件を満たすことが必要であり、特に2番目の環境価値の適切な管理を行っては、第三者機関による認証制度を活用することが不可欠と考えております。このため、原文のとおりとします。
60	全般	全般	グリーン購入法基本方針改定において、特定調達品目の基準改定と先端的項目の追加は検討日程を分け、後者は中長期的に十分な議論を行るべきである。環境負荷低減鋼材の公共調達要件採用は、日本の循環経済や脱炭素推進に意義ある先進的施策だが、制度や内容が未確立の新分野であり、パブリックコメント期間のみでは議論が不十分である。より長期的で透明性の高い検討プロセスを設けることが必要である。	基本方針の改定スケジュールは、特定調達品目に係る判断の基準等の見直しと先端的項目の追加を並行して検討する必要があります。ご指摘を踏まえ、関係機関等との意見交換を重ねながら、透明性を確保したプロセスで検討を進めてまいります。また、中長期的な課題についても、今後の運用の中で継続的に改善を図ってまいります。
61	全般	全般	本改定案は、環境負荷の少ない製品やサービスの調達を促進するため、判断基準の二段階化や品目の拡充を行うものであり、概ね賛同できる内容である。国や独立行政法人が率先してグリーン購入を推進することは、製造・流通全体の転換を後押しし、環境配慮型社会の形成に寄与する点で意義が大きい。特に、基準値1と基準値2の整理により柔軟な選定が可能となり、実効性が高まることが評価できる。また、その他の品目の基準引き上げや環境配慮型製品の市場拡大に寄与すると考えられる。	賛同いただいたご意見として承ります。

資料用 連番	分野	品目	意見(概要)	対応方針
62	全般	全般	<p>今回の改定案は環境配慮型調達の推進に有意義だが、実効性確保には運用面での課題解決が必要である。第一に、基準値2の適用条件が曖昧で制度形骸化の恐れがあるため、具体条件をガイドラインで明示し透明性を確保すべきである。第二に、環境性能の高い製品は高コストとなり導入負担が重いため、補助制度や技術支援を併設する必要がある。第三に、供給体制が脆弱な品目では調達困難の懸念があり、段階的移行と生産・認証支援が重要である。第四に、調達実績や効果を定量的に公表し、PDCAサイクルを確立することで制度の信頼性を高めるべきである。総じて、明確な指針と支援策を伴う運用が不可欠である。</p>	<p>今後の制度の運用に当たって参考とさせていただきます。</p>
63	全般	全般	<p>環境負荷の軽減を訴えるその施策が逆に多大な環境負荷を与えるという事例は枚挙に暇がないように見受けられる。欺瞞ではなく真摯に向き合い利権に絡め取られない本当の自然との共存共栄が計れる施策を考えいくべき。</p>	<p>今後参考とさせていただくためのご意見として、掲載させていただきます。</p>